



各報道機関 様

KJ00476517

2025年6月25日

発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	本多雅紀・佐藤浩史
連絡先	電話 直通25-6446 / 内線5280
	FAX
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
日程	令和7年5月7日 ~
発表項目 (行事名)	高校生年代への医療費全額助成に係る申請受付
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>今年8月の診療分から高校生年代までの医療費の全額助成が始まります。助成を受けるためには、受給者証の交付申請が必要です。 まだ申請が済んでいない方は申請手続きをお忘れのないよう、お願いいたします。 (6月30日までに申請していただけた方には、7月下旬に受給者証をお送りします。)</p> <p>&lt;申請手続きが必要な方&gt; 平成19年4月2日から平成22年4月1日生まれの方のうち、次の申請要件を満たしている方。 ・旭川市民であること ・健康保険に加入していること ※ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成の資格がある方、及び生活保護を受給している方は申請不要です。</p> <p>&lt;手続きに必要なもの&gt; ●対象の子どもの健康保険加入を証明する書類 (健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの通知、健康保険資格取得証明書、被保険者を含むマイナポータルの健康保険資格確認画面など) ※マイナンバーカードの提出は不要です。</p> <p>&lt;制度概要&gt; <a href="https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d081321.html">https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/228/230/d081321.html</a> &lt;申請フォーム&gt; <a href="https://477bb1ab.form.kintoneapp.com/public/987fde288dd444d90290a55f2b50eeb22412371bf0239791f66c7cb79b6b2773">https://477bb1ab.form.kintoneapp.com/public/987fde288dd444d90290a55f2b50eeb22412371bf0239791f66c7cb79b6b2773</a></p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和7年8月1日から

## ～ 高校生年代までの医療費を無償化 ～

旭川市では、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童）の通院・入院・指定訪問看護・治療用器具等の費用について、令和7年8月診療分より公的医療保険適用の医療費自己負担額を全額助成します。（所得制限なし）

### ◎ 子ども医療費助成申請手続について（必ず手続きが必要です。）

○ 平成19年4月2日から平成22年4月1日生まれの方で、次の条件を満たしている方は、**申請が必要**です。

- ・ 旭川市民であること
- ・ 公的医療保険に加入していること

#### 〈申請の方法〉

市ホームページもしくは右の2次元コードから申請フォームにアクセスし、電子申請いただくか、子育て助成課窓口でお手続きください。

電子申請いただいた場合は、受付完了後に完了メールをお送りしますので受信設定等をお願いします（送信用アドレス：autoreply@kintoneapp.com）



申請フォーム 二次元コード

#### 〈申請に必要なもの〉

公的医療保険加入を証明する書類（対象となるお子さんのもの）

- ・ 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの通知、健康保険資格取得証明書、被保険者を含むマイナポータルの健康保険資格確認画面など

### ◎ 払戻し手続について

○ 令和7年8月以降に、受給者証の交付前に病院を受診した場合は、払戻し手続を行うことができます。

#### 〈払戻し手続場所〉

総合庁舎3階子育て助成課のみ

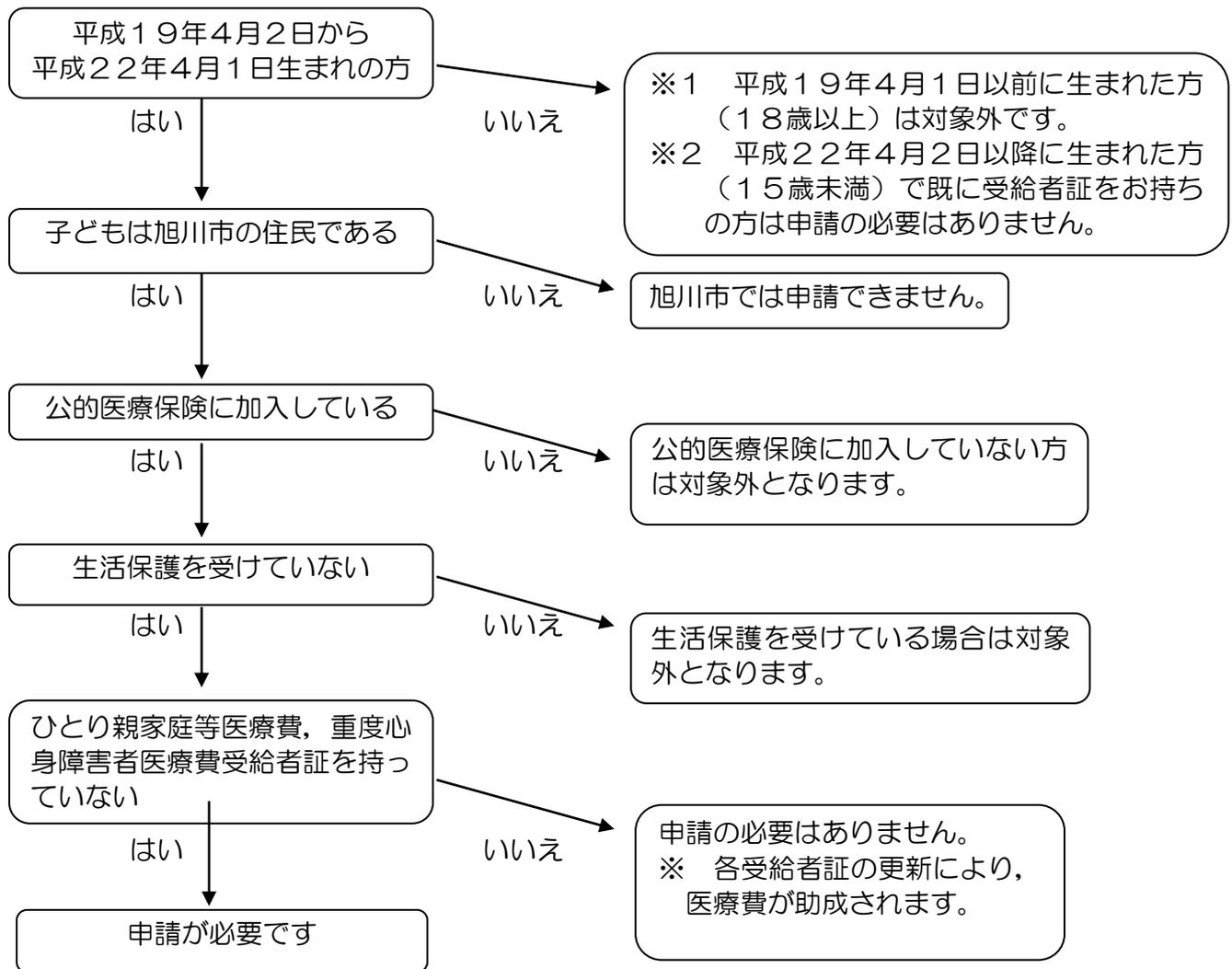
#### 〈手続きに必要な持ち物〉

- ・ 領収書の原本
- ・ 保護者（お父さん又はお母さん）の振込口座
- ・ 健康保険加入を証明する書類

なお、払戻しの支払いは手続きした日の翌月月末を予定しております。支払日が近くなりましたら申請書に記入いただいた御住所宛てに支払通知をお送りいたします。

※ 受給者証未提示で受診した場合について、病院窓口に受給者証を提示することで精算ができるとの案内を受けている場合は、そちらで手続を行ってください。精算後に旭川市での手続は不要です。

## 子ども医療費申請手続きが必要な方



旭川市ホームページ（子ども医療費助成 高校生年代までの拡大）



旭川市 高校生年代のお子さんの医療費を無償化

検索



HP 二次元コード

【お問い合わせ先】 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階  
旭川市 子育て支援部 子育て助成課 電話 25-6446（8:45～17:15）